

役員及び評議員の報酬等に関する規則

（目的及び意義）

第1条 この規則は、社会福祉法人見真福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定により、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項で規定する理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で規定する報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、前項で規定した報酬等を除く職務遂行に伴い発生する必要経費をいう。

（報酬等）

第3条 この法人の役員には、無報酬とする。

2 この法人の評議員については、定款第8条の規定により無報酬とする。

（費用）

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求後に証拠書類を精査してうえで遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

（公表）

第5条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支払い基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規則は、平成29年 6月28日から施行する。

役員名簿（平成30年度以降）

理事長 藤原 徳英

理事 長井 暢人
道上 清隆
新野 盛一
荒井 茂洋
藤原 昭江

監事 村 芳
野崎 修

評議員 石田 英夫
齊藤 瑞枝
宇野 満雄
釣本 直行